

日本司法支援センター令和元年度業務実績評価の概要

1 評価の方針

平成30年度からの第4期中期目標期間は、第3期中期目標期間に推進した地方公共団体等との連携による高齢者・障害者等に対する援助を充実させるための各種取組を更に推進することに加え、総合法律支援法の一部改正による大規模災害の被災者、認知機能が十分でない高齢者等及びDV等被害者に対する新たな法的支援のための体制整備などの取組、業務の適正かつ効率的な実施に向けた取組にも重点が置かれている。

令和元年度の業務実績評価については、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の拡大等の事情があった中において、これらの各種取組が適切に実施され、中期計画及び年度計画における所期の目標を達成しているかという観点から評価を行った。

2 評価の概要

令和元年度の業務実績を総括的に見ると、おおむね中期計画及び年度計画における所期の目標を達成していると認められる。

特に、評価されるべき令和元年度の取組としては、①情報提供業務について、多言語情報提供サービスを充実させ、大規模災害や新型コロナウイルス感染症拡大の対応として迅速に利用者に必要な情報を提供するなど情報提供業務の質の向上に積極的に取り組み、アンケート調査において非常に高い満足度を得ていること、②法教育事業について、一般市民向け法教育企画で達成目標の2倍近い参加を得ていること、③国選弁護等関連業務について、受理件数の増加にもかかわらず、極めて高い割合で24時間以内の指名通知を実施していること、④民事法律扶助における立替金債権の管理・回収について、多様な回収策を着実に実施して前年度を上回る高い償還率を実現させたことなどが挙げられる。

他方、改善すべき課題としては、①常勤弁護士一人当たりの事件処理件数が、ベテランの常勤弁護士が退職期を迎えた等の事情があったとはいえ、前年度より大きく減少したこと、②地方公共団体等に対する業務説明の回数が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったとはいえ、前年度よりも大きく減少したことなどが挙げられる。

当評価委員会としては、これら課題に対する更なる取組に期待するとともに、事件処理件数等の数値目標達成に向けた取組のみではなく、常勤弁護士に期待される役割や関係機関との連携強化といった本質的な観点から、各種取組の内容が充実したものとなるよう努めることにも期待したい。

3 今後の業務運営に向けた期待

前記課題のほか、契約弁護士・司法書士の確保については、全体の弁護士等の増加に見合った増加となるよう更なる取組に期待する。

また、司法過疎地域事務所等については、昨年度末に松本等の事務所を閉鎖したことも踏まえ、新規設置に向けた真剣な取組を期待する。

民事法律扶助業務については、福祉機関等との連携を契機にした法律相談援助等の潜在的なニーズに対応するための更なる検討・取組に期待する。